

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>輸入通關事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 (省略) 受付管理事務</p> <p>1 輸入(納税)申告書等(輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。)及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類(税関手続申請システム(以下「申請システム」という。)により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。)が担当部門に提出された際には、統括審査官(統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認(引取申告(特例申告貨物(関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)に係る輸入申告をいう。以下同じ。)が行われた場合にあっては、特例輸入者(同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。)であるか、引取担保(同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。)が提供されているかを確認(引取担保の提供の有無は収納課(収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。)に確認する。)の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号(以下「インボイス受理番号」という。)又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号(以下「減免税等手続等受理番号」という。)が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p>	<p>輸入通關事務の基本的な処理体制を下記のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 基本的な審査方法等 (同左) 受付管理事務</p> <p>1 輸入(納税)申告書等(輸入申告等に係る申告書及び申請書を含む。以下「申告書」という。)及び仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な添付書類(税関手續申請システム(以下「申請システム」という。)により提出されたインボイス情報又は添付資料情報を含む。以下同じ。)が担当部門に提出された際には、通關担当統括審査官(統括審査官が置かれていない官署にあってはこれに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、申告書に記載すべき事項がすべて記載されているか否か及び申告書の必要部数及び必要な添付書類の有無を確認(引取申告(特例申告貨物(関税法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。)に係る輸入申告をいう。以下同じ。)が行われた場合にあっては、特例輸入者(同条第 1 項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。)であるか、引取担保(同法第 7 条の 8 第 1 項の規定により提供された担保をいう。以下同じ。)が提供されているかを確認(引取担保の提供の有無は収納課(収納課が設置されていない税関官署にあっては、収納事務を担当する部門若しくは担当職員をいう。以下同じ。)に確認する。)の上、次の事務を行う。</p> <p>なお、提出された申告書に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号(以下「インボイス受理番号」という。)又は「添付資料情報登録業務」による減免税等手續等の受理番号(以下「減免税等手續等受理番号」という。)が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。</p>

新旧対照表

【輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 247 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>また、統括監視官（検査担当の統括監視官。以下同じ。）が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には統括監視官（下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、統括審査官。）が行うこととなるので留意する。</p> <p>～（省略）</p> <p>2 （省略）</p>	<p>また、検査担当統括審査官が行う検査の対象貨物の選定は、基本的には通関担当統括審査官が一次的な選定を行い、最終的には検査担当統括審査官が行うこととなる（下記第 2 の 1 に規定する貨物確認の対象貨物の選定は、通關担当統括審査官。）ので留意する。</p> <p>～（同左）</p> <p>2 （同左）</p>
<p>第 2 貨物確認事務等</p> <p>1 ~ 4 （省略）</p> <p>5 統括官等は、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）67 - 1 - 8 の規定に基づいて貨物確認を行う貨物の指定を行うものとし、指定に当たっては貨物確認を行う職員に対して貨物確認のポイント及び要領を的確に指示することとする。</p> <p>6 （省略）</p>	<p>第 2 貨物確認事務等</p> <p>1 ~ 4 （同左）</p> <p>5 統括官等は、関税法基本通達 67 - 1 - 8 の規定に基づいて貨物確認を行う貨物の指定を行うものとし、指定に当たっては貨物確認を行う職員に対して貨物確認のポイント及び要領を的確に指示することとする。</p> <p>6 （同左）</p>
<p>第 4 特例申告書の受理等</p> <p>1 特例申告書の受理</p> <p>統括官等は、特例申告書が提出されたときは、特例申告書が提出期限内に提出されているか、提出先税関が正しいか、特例申告書及び納付書に記載すべき事項がすべて記載されているか、特例申告書の際に提出することとされている書類が添付されているかを確認の上、不備がない場合にはこれを受理する。また、関税法基本通達 7 の 2 - 3 に規定する特例申告書及び添付書類の回付に際しては、前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書を併せて回付する。</p> <p>なお、本関以外の官署において輸入許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告書が本関に提出された場合にあっては、本関の統括官等は、輸入を許可した官署の通関部門に「特例申告書を受理した」旨を確実に通報するとともに、当該特例申告書を収納課に回付し、輸入を許可した官署の統括官等は前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書の写しを本関の収納課に回付する。</p> <p>2 （省略）</p>	<p>第 4 特例申告書の受理等</p> <p>1 特例申告書の受理</p> <p>統括官等は、特例申告書が提出されたときは、特例申告書が提出期限内に提出されているか、提出先税関が正しいか、特例申告書及び納付書に記載すべき事項がすべて記載されているか、特例申告書の際に提出することとされている書類が添付されているかを確認の上、不備がない場合にはこれを受理する。また、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）7 の 2 - 3 に規定する特例申告書及び添付書類の回付に際しては、前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書を併せて回付する。</p> <p>なお、本関以外の官署において輸入許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告書が本関に提出された場合にあっては、本関の統括官等は、輸入を許可した官署の通關部門に「特例申告書を受理した」旨を確実に通報するとともに、当該特例申告書を収納課に回付し、輸入を許可した官署の統括官等は前記第 3 の 2 により保管している輸入（引取）申告書の写しを本関の収納課に回付する。</p> <p>2 （同左）</p>